

# 西都市子育て世帯等住宅取得助成金のご案内

西都市では、若い世代の出産・育児を応援するため、子育て世代の住宅取得に助成金を交付しています。  
**事前申請が必要となります。**お早めに下記までご相談ください。

【対象者の条件】以下のすべてを満たす者であること。

- (1)住宅の新築工事を行う者、もしくは住宅(新築・中古)を購入する者であること。
- (2)夫婦のどちらかが40歳未満、もしくは中学3年生までの子どもを養育していること。
- (3)市税等を滞納していないこと(申請書で西都市税完納証明書の提出が必要)。
- (4)自治会に加入すること(実績報告書で自治会加入証明書の提出が必要)。

## 新築(工事及び購入)

【対象工事】1,000万円以上(消費税額を含む)  
【助成金の額】・転入者 + 市内業者が施工 100万円  
・転入者 + 市外業者が施工 70万円  
・市民 + 市内業者が施工 50万円  
・市民 + 市外業者が施工 20万円  
【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算  
【上限額】150万円以内

## 中古住宅の購入

【対象物件】500万円以上(消費税額、土地代を含む)  
【助成金の額】・転入者 50万円  
・市民 20万円  
【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算  
【上限額】150万円以内

## 【注意事項】

- 新築工事の場合、着工後の交付決定はできません。購入の場合は、引き渡し後の交付決定は出来ません。
- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 新築(工事及び購入)、中古住宅の購入ともに収益物件(例:取得した住居を賃貸経営する等)は対象外です。
- 細かな状況を確認する必要があります。お早めに相談をお願いします。

## 【転入者の定義について】

- 申請日において西都市に3年以上住所を有していない者(既に転入している者は、転入後1年以内であれば転入者として申請が可能)

## 【他の補助金との重複について】

- 平成31年度から他の国庫補助金等との重複は可能となりました。



問合せ先:  
西都市役所総合政策課さいと力創造推進係  
電話:0983-32-1000